

千葉県官公需問題研究会設置・運営要領

（設置）

第1条 千葉県における今後の官公需施策の展開方向や県内中小企業の官公需への参入機会の拡大と発注率の向上を図るための具体的施策を検討することを目的とし、千葉県総合経済対策本部設置要綱第5条の規定により、千葉県官公需問題研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

（所掌事務等）

第2条 研究会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （1）官公需に関する基本理念の研究に関すること
 - （2）官公需に関する具体的施策の検討に関すること
 - （3）中小企業振興のための条例制定に対して行う官公需施策の展開方向に関する提言の検討に関すること
 - （4）その他官公需施策等の調整に関すること
- 2 研究会は、前項の研究及び検討の結果を提言としてまとめ、千葉県総合経済対策本部（以下「本部」という。）に対し報告するものとする。
- 3 本部は、千葉県における官公需施策の実施に当たって、前項の提言を尊重するものとする。

（構成）

第3条 研究会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、委員の互選とし、研究会を総理する。
- 3 副会長は、委員の互選とし、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる者とする。

（ワーキンググループ）

第4条 研究会事務の円滑な推進を図るため、ワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。

- 2 WG 座長は、千葉県商工労働部経済政策課政策室長の職にある者をもって充て、WG を主宰する。

3 WG 構成員は、別表 2 に掲げる者をもって充てる。

4 WG 座長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(開催)

第 5 条 研究会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 WG は、必要に応じて WG 座長が招集し、WG 座長が議長となる。

(事務局)

第 6 条 研究会及び WG の事務局は、千葉県商工労働部経済政策課に置く。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、本部において協議して定める。

附 則

(施行期日等)

この要領は、平成 17 年 10 月 25 日から施行する。

別表 1

千葉県中小企業団体中央会会長の推薦する中小企業者（2名）
千葉県商工会議所連合会会長の推薦する中小企業者
千葉県商工会連合会会長の推薦する中小企業者
千葉県中小企業家同友会代表幹事の推薦する中小企業者
(社)千葉県建設業協会会長の推薦する中小企業者
千葉県商工労働部経済政策課長
千葉県総務部管財課長
千葉県県土整備部建設・不動産課長
千葉県市長会長の推薦する市の官公需担当部課長
千葉県町村会長の推薦する町村の官公需担当部課長
公募による一般県民・中小企業者（2名程度）
学識経験者（2名）

別表 2

商工労働部経済政策課政策室長（座長）
総務部管財課長の推薦する者
総務部情報政策課長の推薦する者
農林水産部農林水産政策課長の推薦する者
農林水産部耕地課長の推薦する者
農林水産部水産局漁港課長の推薦する者
商工労働部経済政策課長の推薦する者
商工労働部産業振興課長の推薦する者
県土整備部建設・不動産課長の推薦する者
出納局長の推薦する者
水道局管理部財務課長の推薦する者
企業庁管理部財務課長の推薦する者
病院局経営管理課長の推薦する者
教育庁企画管理部企画財務課長の推薦する者

千葉県官公需問題研究会委員名簿

平成 17 年 10 月 25 日設置

平成 18 年 4 月 1 日改訂

平成 18 年 7 月 12 日改訂

NO	氏名	所属団体	備考
1	伊藤 公一	千葉商科大学教授	学識経験者、会長
2	清水 馨	千葉大学助教授	学識経験者、副会長
3	鹿野新一郎	浦安建設協同組合理事長	千葉県中小企業団体中央会より推薦
4	中嶋 敏夫	千葉県測量設計事業協同組合理事長	千葉県中小企業団体中央会より推薦
5	望月 泰伸	株式会社精美堂代表取締役	千葉県商工会議所連合会より推薦
6	桜井 正夫	有限会社桜井建鉄代表取締役	千葉県商工会連合会より推薦
7	鈴木 康司	東洋エレベータ工業株式会社代表取締役	千葉県中小企業家同友会より推薦
8	式田 秀穂	式田建設工業株式会社代表取締役	(社) 千葉県建設業協会より推薦
9	伊藤 芳樹 (H18・7・12～) 赤塚 稔	千葉県総務部管財課長	県官公需担当課長
10	武次 治幸 (H18・4・1～) 中島 秀幸	千葉県商工労働部経済政策課長	県官公需担当課長
11	杉木 幸男 (H18・4・1～) 浮嶋 有造	千葉県県土整備部建設・不動産課長	県官公需担当課長
12	中台 久之	市川市管財部長	千葉縣市長会より推薦
13	宮川 義典	酒々井町財政課長	千葉県町村会より推薦
14	藤井 賢一	社団法人千葉県情報サービス産業協会 事務局長	公募
15	村田 章吾	NPO 法人政策過程研究機構 産業政策ユニットマネージャー	公募
16	山村 和子	株式会社セブンサービス企画装飾 代表取締役	公募

官公需関連用語集

(本文に関連する用語の説明です。一部記述が本文と重複する部分もあります。作成に当たっては、法律等の規定のほか中小企業庁その他の関係団体等のホームページ等を参考にさせていただきました。)

官公需

国や公団、地方自治体などによる物品・サービスの購入、工事の発注そのものをいう。民需に対する官公庁の需要を意味している。

官公需施策

官公需法に基づき、中小企業の経営基盤の強化を図る観点から、官公需についての中小企業者の受注機会の増大を図るための施策として位置付けられている。

官公需適格組合

官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されている組合であることを中小企業庁が証明した組合である。千葉県内には、34組合が活動している。(平成18年7月1日現在)

中小企業基本法

中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする法律である。平成11年の臨時国会において、中小企業基本法が36年ぶりに全面改正された。中小企業政策の目標を「大企業との格差の是正」から「独立した中小企業の多様で活力ある成長・発展」に変更し、新たな産業と雇用を創出する担い手である中小企業が、厳しい経営環境を克服し、活力ある成長発展を遂げられるよう、各企業の成長段階や経営課題に応じた、多様な施策を展開していくこととなった。

中小企業支援法

国、都道府県等及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業支援事業を計画的かつ効率的に推進するとともに、中小企業の経営の診断等の業務に従事する者の登録の制度を設けること等により、中小企業の経営資源の確保を支援し、もって中小企業の振興に寄与することを目的とする法律である。

官公需法

「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年6月30日法律第97号)をいう。その目的は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合に

における中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もって中小企業の発展に資することである。

中小企業団体中央会

中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）は、わが国事業所の大半を占め、かつ、わが国経済社会の基盤を形成している中小企業の振興発展を図るため、中小企業の組織化を推進し、その連携を強固にすることによって、中小企業を支援していこうとする団体である。それにより、中小企業の設備の近代化、技術の向上・開発、経営の合理化、融合化その他の中小企業構造の高度化の指導及び業界の安定を図り中小企業を取り巻く取引環境を改善するなど、中小企業の抱えている様々な不利を是正するための役割を担っている。

中小企業団体の組織に関する法律により設置されている。現在の中央会の組織は、各都道府県ごとに 1 つの中央会と、都道府県の中央会をとりまとめる全国中小企業団体中央会で構成されている。

物品・役務・工事

官公需契約の実績を把握するために用いられる区分。

物品とは、有体物の買入契約を指す。有体物には、動産と不動産とがあるが、印刷についてもここでいう物品に含められる。

役務とは、労務、便益等各種サービスの給付を受ける契約を指す。物品、工事に含まれないものはこの役務に含めて計上される。

工事とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条で規定する建設工事に関する契約を指す。

分離・分割発注

分離発注とは、いくつかの作業からなる発注案件を一括して発注するのではなく、個々の作業ごとに業者と契約する方式である。例えば、建築工事の場合、工事を一式請負で建築業者に発注するのではなく、資材や専門工事について直接各業者に発注して契約する方式のことをいう。

分割発注とは、一括して発注してきた事業案件を細分化することにより、複数の同業の事業者が発注して契約する方式である。例えば、道路の工事などについて、工区を分けて発注するような方式である。

一般競争入札

契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者を入札の方法によって競争させ、もっとも有利な条件を提供したものとの間に契約を締結する契約方法をいう。

指名競争入札

資力、信用その他について適当である特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって競争させ、もっとも有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方法をいう。

随意契約

競争入札の方法によることなく特定の者を選んで契約を締結する契約方法をいう。随意契約によりることができる場合は、額、契約の性質等その対象となるケースが法令等により規定されている。

最低制限価格

工事又は製造その他についての請負の契約の入札において、契約内容に適合した履行を確保するために最低限必要な価格をいう。

地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき、工事又は製造その他についての請負の契約の入札において、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者であっても、最低制限価格を下回る場合には、これを落札者とせず最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる」とされている。

ジョイントベンチャー（Joint Venture）

ジョイントベンチャーとは、共同企業体といわれ、主に建設工事において用いられる共同の受注・施行体制である。他の契約の種別においてもこの方式がとられることもある。

建設工事においては、特定建設工事共同企業体と経常建設共同企業体とがある。

「特定建設工事共同企業体」（特定JV）とは、特定の工事の施工を目的として工事毎に結成される共同企業体をいう。工事完成後又は工事を受注することができなかつた場合には解散する。特定建設工事共同企業体の対象となる工事は、大規模で技術的難度の高い工事としている。

「経常建設共同企業体」（経常JV）とは、中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体をいう。発注機関の入札参加資格審査申請時に経常建設共同企業体として結成し、単体企業と同様に、一定期間、有資格業者として登録される。

総合評価方式

会計法（第29条の6第1項）・地方自治法（第234条第3項）により、国・地方公共団体の発注する契約を競争入札に付する場合の契約の相手方・落札者は、「最低の価格をもって申込みをした者」とすること（いわゆる「最低価格自動落札方式」）と定め

られている。しかしながら、会計法第 29 条の 6 第 2 項や地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2、同施行令第 167 条の 13 において、価格その他の条件が国・地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方・落札者としてすることができる旨の規定があり、これを「総合評価方式」という。この総合評価方式においては、工期・機能・安全性などの価格以外の要素を含め、総合的に評価し、発注者にとって最も有利なものを選定する。

PPP (Public Private Partnership)

官民が協力して行う公共サービスの調達およびその手法をいう。両者の役割分担は、契約で決めるのが通例である。民間の力を利用した、低廉かつ良質な公共サービスの提供が目的とされている。

PFI(Private Finance Initiative)

PPP のひとつで、公共施設の整備、維持などにあたり、民間資金やノウハウ等を活用する制度であり、効率的で質の高い行政サービスの達成を目的として、90年代前半にイギリスで導入された。わが国では、平成 11 年 7 月の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI 法)の制定を機に導入された。平成 12 年 3 月には「基本方針」が告示されている。わが国の自治体では、これまで、197 件の実施方針が示され、47 件の供用が開始されている(平成 18 年 7 月現在)。

SBIR(Small Business Innovation Research)

1983 年に米国で始まった中小企業技術革新制度のことをいう。米国では、連邦政府の 10 省が、統一的なプログラムの下で、外部研究開発費の一定割合を中小企業枠として留保し、ベンチャー企業に振り分けたため、ハイテクベンチャーの創出が促された。現在の予算規模は年間約 1000 億円である。政府調達による買い上げも予定されており、官公需対策の側面も有している。日本では、経済産業省が中心となり、同様の制度を平成 11 年度に創設した。関係 7 省(総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)が連携し、新技術に関する研究開発のための補助金等について中小企業等への支出の機会の増大を図るとともに、その成果の事業化を一貫して支援することとしている。

指定管理者制度

公の施設の管理に、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的に、NPO 団体、民間事業者等を含めた地方自治体が指定する法人その他の団体に、施設の管理運営を行わせる制度をいう。

市場化テスト(官民競争入札)

これまで「官」が独占してきた公共サービスについて、官と民とが対等な立場で競

争入札に参加し、価格・質のもっとも優れた者が、そのサービスを提供する制度をいう。コスト削減と質の向上がその目的であるとされる。